

# 令和5年度保育士試験合格者等現場実習事業実施要領

## 1 目的

保育士養成施設に在籍せず、試験により保育士資格を取得した方等に対し、認定こども園や保育所での現場実習の機会を提供し、保育士としての実際の働き方や現場の雰囲気等を知ってもらうことで、保育現場での実習や勤務の経験がないことによる不安を解消し、円滑な就労を支援する。

2 実施主体 社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）  
（石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター）

3 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
（ただし、**申し込み状況によっては期間中に受付を終了する場合があります**）

## 4 対象

### （1）実習希望者

保育所、認定こども園又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）に保育士・保育教諭として就労していない方で、以下のいずれかの要件に該当する方

- ① 保育士試験を合格して保育士資格を取得した方（取得見込含む）
- ② 保育士資格所持者であって、保育所等に保育士・保育教諭としての勤務経験がない、または、保育所等の保育士・保育教諭を離職した日から1年以上経過している方

ただし、**実習希望先での採用が内定している方、実習希望先から採用試験の一環として実習を指示された方は対象外**とする。

### （2）実習受入保育施設（以下、「保育施設」という。）

以下のいずれの要件にも該当し、本会理事長が現場実習の受入先として適当と認めた保育所等

- ① 受入責任者（担当者）を配置し、保育士養成施設の実習を受け入れるなど受け入れノウハウを有していること
- ② 前年度または当該年度において本会に保育士の求人登録をしていること、あるいは前年度において本会に「福祉のしごと職場体験」事業所登録をしていること

## 5 内容

（1）実習希望者及び保育施設で相談のうえ、実習内容を決定する。

（2）実習期間は最大で5日間（1人当たり）とする。ただし、実習期間は実習希望者及び保育施設の双方の都合により調整する。

## 6 実施方法

### (1) 申し込み

#### ① 実習希望者

【様式1－保育現場実習申込書】により実習希望日の3週間前までに申し込む。実習日数の合計が5日間を超えない範囲で、複数の保育施設で現場実習を行うことができる。その場合、実習施設ごとに【様式1】を作成すること。

#### ② 保育施設

受入を希望する保育施設は、下記URL（Google フォーム）または2次元コードより、申し込む。（申込期限 5月26日（金））

<https://forms.gle/zqrkfg4GugC3sPez5>



### (2) 調整・決定

① 本会は、実習希望者及び実習希望者の希望する保育施設双方と連絡調整を行う。

② 調整の結果、受け入れが決定した場合、本会より【様式3－保育現場実習決定通知書（実習希望者用）】及び【様式2】（写）を実習希望者あて、【様式4－保育現場実習決定通知書（保育施設用）】及び【様式1】（写）を保育施設あてに送付する。

### (3) 現場実習の実施

① 保育施設の受入責任者（担当者）は、実習前にオリエンテーションを実施し、実習者と相談し実習内容を決定すること。また1日の実習時間は6時間程度とすること。

② 保育施設の受入責任者（担当者）は、毎日の実習終了後に実習者とその日の保育について振り返りを行い、次回の実習内容を決定すること。

### (4) 現場実習終了後の報告

① 実習者は、【様式5－保育現場実習終了報告書（実習者用）】を、保育施設は【様式6－保育現場実習終了報告書（保育施設用）】を終了後10日以内に本会あて提出する。

② 実習者は、複数の保育施設で実習を行った場合、実習施設ごとに【様式5】を提出すること。

### (5) 応募・採否結果

現場実習終了後、実習者が保育施設へ面接等を希望する場合、本会は日程調整を行い、紹介状を発行する。保育施設は、選考後本会に対して採否結果を報告する。

**※紹介状の発行にあたっては、本会への求職・求人登録が必要になります。**

## 7 事故への対応

### (1) 保険への加入

実習希望者は不測の事態に備え、実習中はボランティア行事用保険に加入する。なお、加入手続きについては、本会が行う。

### (2) 健康管理

実習希望者は、保育施設が求める場合は消化器系感染症に対する検便等結果報告書等を提出するものとする。その際の検便にかかる費用は保育施設が負担するものとする。

## 8 現場実習受入費用

- (1) 本会は、現場実習終了後、【様式7ー保育現場実習受入費用請求書】の提出のあった保育施設に対し、受入費用として1人あたり1日5,920円を支払う。なお、受入費用は、4月から7月分を8月末、8月から11月分を12月末、12月から3月分を翌年度4月末に支払うこととする。
- (2) 保育施設は、実習者に対して給与は支給しないものとする。また食費やユニフォーム代も支給しない。ただし交通費の実費支給については制限しない。

## 9 個人情報の取り扱いについて

- (1) 本会が取得した保育施設の利用者及び実習者の個人情報は、個人情報保護法及び本会個人情報保護に関する基本方針、個人情報保護規程に基づき、安全かつ厳密に管理し、本事業の適切な実施のために利用するものとし、それ以外の目的には利用しない。
- (2) 実習者が現場実習中に知り得る情報の取り扱いについては、【様式1】下段の誓約書もしくは保育施設が求める様式の誓約書等による。

## 10 その他

- (1) 実習者又は保育施設は、現場実習期間途中で中止する場合、速やかに本会に報告するものとする。
- (2) 保育施設は、【様式1】の「参加の動機」欄の「実習先での就職を希望・検討している」を選択した実習者に対し、就職の勧誘を行うことができる。ただし、不快・不安に感じるような過度な勧誘とならないよう注意すること。また、当事者間で就職の合意に至った場合であっても、就職するにあたっては6（5）の手続きを経ることとする。
- (3) 保育施設は、実習者を最低基準や公定価格上の保育士として扱わないものとする。

## 11 申込み・問合せ先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター（福サポいしかわ）

〒920-0935 金沢市石引4丁目17番1号 石川県本多の森庁舎内

TEL 076-234-1151 / FAX 076-234-1153

E-mail fukusapo4@isk-shakyo.or.jp